別表の二の表福島県の項中「岩瀬郡天栄村大字羽鳥字水上五の一」を「岩瀬郡天栄村大字羽鳥字水上五の一」に、「東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所羽鳥ダム管理所」を「東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所羽鳥ダム管理所」に、「耶麻郡北塩原村大字桧原字剣ケ峯一〇九三」を「耶麻郡北塩原村大字桧原字剣ケ峯一〇九三」に改める。

別表の二の表群馬県の項の次に次のように加える。

島根県	飯石郡飯南町角井一八九一の二〇	中国地方整備局出雲河川事務所志津見ダム管理支所	一級地

別表の二の表備考中「平成二十三年四月一日」の下に「（裏磐梯自然保護官事務所及び中国地方整備局出雲河川事務所志津見ダム管理支所に係るものにあつては、平成二十四年四月一日）」を加える。

附　則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年三月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一二三―九

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「予防課」を「総務課」に改め、同条第十三号中「、海洋情報部及び交通部」を「及び海洋情報部」に改める。

附　則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年三月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一〇―五―八

人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第五号中「これ」を「当該放射性物質若しくは荷電粒子加速装置から発生した放射線」に改める。

附　則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年三月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一〇―一二―一七

人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則

第一条　人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を次のように改正する。

第四条に次の二号を加える。

七十四　株式会社国際協力銀行

七十五　新関西国際空港株式会社

第二条　人事院規則一〇―一二の一部を次のように改正する。

第四条中第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第七十五号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年七月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年三月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一一―八―二八

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改める。

附　則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年三月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一二―〇―三四

人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部を次のように改正する。

第九条第七十四号を次のように改める。

七十四　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号。以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

第九条に次の二号を加える。

百五十二　株式会社国際協力銀行

百五十三　新関西国際空港株式会社

附　則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第九条第七十四号の改正規定は、同年七月一日から施行する。